

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請
【環境局環境監視部環境監視課】 2

◇ 公 告

- 大規模小売店舗の新設の届出【産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課】 5

北九州市告示第426号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置の許可申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を告示し、同条第3項に規定する事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該特定施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに、北九州市長に、事前評価に関する事項についての意見書を提出することができる。

令和5年12月7日

北九州市長 武内和久

1 申請の概要

(1) 申請者

大阪府茨木市五日市一丁目7番27号
株式会社ナリコマフード
代表取締役社長 竹内克成

(2) 工場又は事業場の所在地及び名称

北九州市小倉南区葛原元町三丁目1番7号
株式会社ナリコマフード九州工場

(3) 設置される特定施設に関する事項

ア 種類、名称及び能力

種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の第66号の5に掲げる弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設
名称	九州セントラルキッチン
能力	最大30,000食/日

イ 使用時間間隔、1日当たりの使用時間、季節的変動及び設置年月日

使用時間間隔	5時～18時 断続
1日当たりの使用時間	12時間
季節的変動	なし
設置年月日	許可日以降

ウ 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の1日当たりの通常の量及び最大の量並びに当該汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値等

汚水等の量 (m^3 / 日)	通常 90 最大 110
水素イオン濃度	通常 5.8 ~ 7.3 最大 5.8 ~ 7.3
生物化学的酸素要求量 (mg / ℓ)	通常 1,400 最大 1,500
浮遊物質 (mg / ℓ)	通常 560 最大 700
ノルマルヘキサン抽出物 質含有量 (mg / ℓ)	通常 200 最大 250

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

当該特定施設から排出される汚水は、全て公共下水道へ排除するため、公共用水域への排出はない。

(5) 排水に関する事項

ア 排水口名 排水口No. 5 (RO濃縮水)

イ 排水の量及び汚染状態

項目	設置
排水の量 (m^3 / 日)	通常 53 最大 65
水素イオン濃度	通常 6.5 ~ 8.5 最大 6.5 ~ 8.5
生物化学的酸素要求量 (mg / ℓ)	通常 2 最大 3
化学的酸素要求量 (mg / ℓ)	通常 5 最大 10
浮遊物質 (mg / ℓ)	通常 5 最大 10
ノルマルヘキサン抽出物 質含有量 (mg / ℓ)	通常 3 最大 5

窒素含有量 (m g / ℓ)	通常 3 最大 5
^{りん} 含有量 (m g / ℓ)	通常 0 . 5 最大 1 . 0

備考 排水口 N o . 5 から公共用水域へ排出される排水は、地下水浄水装置の逆浸透膜濃縮水である。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

令和 5 年 1 2 月 7 日から同月 2 8 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）
の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで

(2) 場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北九州市環境局環境監視部環境監視課

3 意見書の提出要領

事前評価に関する事項についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和 5 年 1 2 月 2 8 日までに前項第 2 号の場所に到着するように提出すること。

北九州市公告第806号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和5年12月7日

北九州市長 武内和久

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグストアモリ小倉下城野店
北九州市小倉南区下城野三丁目1397番4ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社ドラッグストアモリ
代表取締役 森竜馬
福岡県朝倉市一木1148番地の1
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社ドラッグストアモリ
代表取締役 森竜馬
福岡県朝倉市一木1148番地の1
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和6年7月31日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,316平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
52台
 - (2) 駐輪場の収容台数
14台
 - (3) 荷さばき施設の面積
50平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
6.96立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

24時間

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

24時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

3箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

8 届出年月日

令和5年11月30日

9 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市小倉南区若園五丁目1番2号

北九州市小倉南区役所総務企画課

10 縦覧期間

この公告の日から令和6年4月8日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和5年12月29日から令和6年1月3日までを除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

11 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和6年4月8日までに北九州市産業経済局地域経済振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見